# 第1章 環境基準及び指針値

# 1 大気の汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、
	1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、
	1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、
	1 時間値が0. 20 mg/m³以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでの
	ゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が0.003 mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が0. 2 mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が0.2 mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が0. 15 mg/m³以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、
	1日平均値が35 μg/m³以下であること。

# 2 評価方法

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素 ①短期的評価(二酸化窒素を除く)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または 各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

#### ②長期的評価

#### ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に 当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

### (2) 微小粒子状物質

長期基準と短期基準の両方について、長期的評価を行う。

①長期基準に関する評価

測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較して評価を行う。

②短期基準に関する評価

測定結果の1日平均値の年間98パーセンタイル値を短期基準(1日平均値)と 比較して評価を行う。

# 3 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

項目	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2 μg/m³以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が10 μg/m³以下であること。
水銀	1年平均値が0.04 μg Hg/m³以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025 μg Ni/m³以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が18 μg/m³以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	1 年平均値が1.6 μg/m³以下であること。
1, 3-ブタジエン	1年平均値が2.5 μg/m³以下であること。
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1年平均値が6 ng As/m³以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が0.14 μg Mn/m³以下であること。